



政府統計

報道関係者 各位

令和5年12月22日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 角井 伸一

室長 補佐 原口 恵子

労働経済第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7622)

(直通電話) 03(3595)3145

労働経済動向調査（令和5年11月）の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、労働経済動向調査(令和5年11月)の結果を取りまとめましたので、公表します。

「労働経済動向調査」は、景気の変動が雇用などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題等を把握することを目的に、四半期ごとに実施しています。また、今回は特別項目として、「働き方改革の取組」及び「事業の見直しと雇用面での対応状況」についても調査しています。

本調査は、令和5年11月1日現在の状況について、主要産業の規模30人以上の民営事業所のうちから5,780事業所を抽出して調査を行い、2,804事業所(うち有効回答2,764事業所、有効回答率47.8%)から回答を得ています。

(調査結果のポイント)

1 正社員等雇用判断D.I.は、+5ポイント(令和5年10~12月実績見込)

○ 雇用判断D.I.（「増加」-「減少」）(注1)

・調査産業計 正社員等雇用 +5ポイント、パートタイム雇用 +1ポイント

・産業別 正社員等雇用 「不動産業、物品賃貸業」(+12)、「製造業」(+10)、「学術研究、専門・技術サービス業」(+10)などでプラス

パートタイム雇用 「サービス業(他に分類されなものの)」(+9)、「不動産業、物品賃貸業」(+7)、「生活関連サービス業、娯楽業」(+7)などでプラス

【P7表3、P8表4、P18 統計図表第3図、第4図、P22 附属統計表第2表】

2 正社員等、パートタイム労働者ともに、「不足」とする事業所割合が引き続き多い(令和5年11月1日現在)

○ 労働者過不足判断D.I.（「不足」-「過剰」）(注1)

・正社員等労働者(調査産業計) +46ポイント(50期連続で不足超過、比較可能な平成20年2月調査以降で過去最高)

・パートタイム労働者(調査産業計) +29ポイント(57期連続で不足超過)

【P9表5、表6、P19 統計図表第5図、P23 附属統計表第3-1表】

3 働き方改革の取組(令和5年11月1日現在)(※ 調査期ごとに異なる項目)

○ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は、調査産業計で63%(63%)。「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所について取組内容(複数回答)をみると、「基本給」の割合が増加し、51%(42%)と半数を超えた。

【括弧内は令和4年11月1日現在(令和4年11月調査)の数値。P13表12】

(注1) 「D.I.(Diffusion Index:ディフュージョン・インデックス)」とは、変化の方向性を表す指標である。

(1) 「雇用判断 D.I.」は、労働者数について、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。なお、季節による変動があるため、季節調整^(注2)を行っている。

この判断D.I.がプラスであれば、前期間末よりも増加させた事業所が多いことを示す。

(2) 「労働者過不足判断 D.I.」は、調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

この判断D.I.がプラスであれば、人手不足と感じている事業所が多いことを示す。

(注2) 令和5年2月調査以降に公表の季節調整値は、令和4年11月調査までの結果に基づき過去に遡って改定したため、令和4年11月調査以前の公表値と異なっている。